

令和 8 年度大阪市西淀川区役所受水槽・汚水槽・雑排水槽清掃等作業 及び廃棄物収集・運搬業務委託仕様書

1 清掃等物件

受水槽	2 槽式 1 基 約 25 m ³
汚水槽	約 24 m ³ × 2 槽
雑排水槽	約 3 t 1 槽

場所：西淀川区役所 地下 2 階受水槽ポンプ室・地下駐車場内ほか

2 清掃回数及び予定時期

(1) 受水槽

1 回（9～10 月頃）

(2) 汚水槽及び雑排水槽

2 回（9～10 月頃、2～3 月頃）（(1)・(2)ともに、いずれも閉庁日に実施する）

3 作業内容

(1) 受水槽、汚水槽及び雑排水槽の清掃

平成 15 年厚生労働省告示第 119 号「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」に従い、以下のとおり実施すること。

ア 受水槽

- ① 受水槽内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、受水槽周辺の清掃を行うこと。
- ② 清掃終了後、塩素剤を用いて 2 回以上受水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、受水槽内に立ち入らないこと。
- ③ 受水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、以下の表に掲げる項目について検査を行い、同表の基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

検査項目	基準
残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は、100 万分の 0.2 以上 結合残留塩素の場合は、100 万分の 1.5 以上
色度	5 度以上であること
濁度	2 度以下であること
臭気	異常でないこと
味	異常でないこと

イ 汚水槽・雑排水槽

- ① 水槽内の汚水及び残留物質を排除すること。
- ② 流入管、排水ポンプ等について、付着した物質を除去すること。
- ③ 排水管、通気管及び阻集器について、内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行うこと。
- ④ 汚水槽の清掃中は脱臭機等を使用し、汚水の匂いが広がらないようにすること。

(2) 受水槽における水質検査

平成 15 年厚生労働省令第 101 号「水質基準に関する省令」に適合するよう、下表の項目 1～16 については 2 回、項目 17～28 については 1 回、同表の基準を満たしているかどうかについて検査を行うこと。

なお、項目 12～16 については、1 回目の検査の結果、同表の基準を満たしていた場合にあっては、2 回目の検査を省略することができることとする。

No.	項目	基準
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100 以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下
5	塩化物イオン	200mg/l以下
6	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3 mg/l以下
7	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
8	味	異常でないこと
9	臭気	異常でないこと
10	色度	5 度以下
11	濁度	2 度以下
12	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下
13	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下
14	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下
15	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下
16	蒸発残留物	500 mg/l 以下
17	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l 以下
18	塩素酸	0.6mg/l 以下
19	クロロ酢酸	0.02mg/l 以下
20	クロロホルム	0.06mg/l 以下
21	ジクロロ酢酸	0.04mg/l 以下
22	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l 以下
23	臭素酸	0.01mg/l 以下
24	総トリハロメタン	0.1mg/l 以下
25	トリクロロ酢酸	0.2mg/l 以下
26	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l 以下
27	ブロモホルム	0.09mg/l 以下
28	ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下

- (3) 汚水槽の清掃によって生じるし尿等の一般廃棄物及び雑排水槽の清掃によって生じる産業廃棄物(汚泥)にかかる収集・運搬業務
- ア 処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守すること。
- イ 事業範囲を証するものとして、一般廃棄物収集運搬許可証及び産業廃棄物収集運搬許可証の写しを提出すること。なお、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出すること。
- ウ 汚水槽清掃に伴う一般廃棄物については、本市の発行する投入券を使用し、本市処理施設に投入すること。
- エ 雑排水槽清掃に伴う産業廃棄物(汚泥)については、別途指示する大阪府下の処分場に運搬すること。なお、予定数量は、475 kg×2 回とする。（数量は予定につき、増減することがある。令和 7 年度実績 460kg+460kg、令和 6 年度実績 460kg+520kg）

4 収集運搬に係る情報

受注者は、産業廃棄物の収集運搬に関する許可内容等について、別紙「産業廃棄物収集運搬委託にかかる確認書」により発注者に通知すること。また、確認書の内容に変更が生じた際は、受注者は遅滞なく発注者に通知しなければならない。

5 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

6 作業実施における注意事項

- (1) 清掃作業は、事前に発注者と十分打合せをすること。また、給排水設備の構造・配管、電気系統等を事前に確認すること。
- (2) 作業は安全第一とし、作業場所等については現状復帰すること。
- (3) 作業のために放出する水は出来るだけ無駄にしないようにすること。
- (4) その他、本市担当職員の指示に従うこと。

7 履行確認検査

業務が完了したときは、その場で本市担当職員の検査を受けるとともに、作業完了後速やかに「清掃実施報告書」「水質検査結果報告書」「現場写真（清掃前・中・後）」を提出すること。

8 履行期限

令和9年3月23日

9 支払方法

履行確認終了後、正当な請求書を受領した後、30日以内に支払うものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 令和7年度大阪市西淀川区役所受水槽・汚水槽・雑排水槽清掃等作業及び廃棄物収集・運搬業務

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

産業廃棄物収集運搬委託にかかる確認書

排出事業者： 大阪市西淀川区役所（以下「甲」という。）と、収集運搬業者： 〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の事業場： 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号 から排出される産業廃棄物の収集運搬に関して次のとおり定める。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： 許可の有効期限： 年 月 日

事業範囲

事業の区分： 産業廃棄物の種類： 許可の条件： 許可番号：

2.（委託する産業廃棄物の種類、数量及び価格）

甲が、乙に収集運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集運搬価格は、次のとおりとする。

種類：汚泥数量：475kg×2回（予定）価格：¥〇〇〇〇〇 ※受水槽・汚水槽・雑排水槽の清掃作業等を含む

3.（輸入廃棄物の有・無）

甲が乙に委託する産業廃棄物は、輸入された廃棄物ではないものとする。

4.（運搬の最終目的地）

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名： 住所： 許可都道府県・政令市： 許可の有効期限： 年 月 日事業の区分： 産業廃棄物の種類： 許可の条件： 許可番号： 号事業場の名称： 所在地：

5. (積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ乙に提供しなければならない。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
- キ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す。

4. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類：汚泥

提示する時期又は回数：必要に応じて

第4条 (甲乙の責任範囲)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集運搬しなければならない。

2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第6条 (義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条 (委託業務終了報告)

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲

に提出する。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲の委託する産業廃棄物の収集運搬業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める価格のとおりとする。
2. 甲の委託する産業廃棄物の収集運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
3. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。
 - (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
 - 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第11条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。